

静岡県告示第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年10月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
磐田市西平松字前浜3068の6
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
磐田市西平松字前浜3068の6
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
海岸保全施設用地とするため